



# 分析依頼約款

本約款は、横浜国立大学機器分析評価センター及び関連施設（以下「本学」という。）が横浜国立大学機器分析評価センター利用細則第5条に定める利用者以外の学外者（以下「依頼者」という。）からの分析依頼等の業務（以下「分析業務」という。）を遂行するための、本学及び依頼者の基本的な合意事項を定めるものとする。

## （契約の成立）

第1条 分析業務は、本約款に定める事項を許諾のうえ、本学が指定する機器分析評価センター分析依頼申込書（学外用）（以下「申込書」という。）により行い、機器分析評価センター長（以下「センター長」という。）が承諾したときに当該分析業務に係る契約が成立するものとする。ただし、申込書の記載事項については、契約の成否にかかわらず第7条の規定を適用するものとする。

## （分析業務の範囲）

第2条 本学は、依頼者からの分析依頼にもとづく測定・分析・試験・評価（以下「測定」という。）について、本学の設置機器及びシステム（以下「設備」という。）を用いて実施するものとする。

## （分析業務の担当者）

第3条 分析業務は、センター長が設備の管理者又は測定者として指定する本学に所属する者（以下「担当者」という。）が実施するものとする。

## （分析業務の実施）

第4条 分析業務は、担当者が申込書の範囲にしたがって行うものとする。

2 担当者は、依頼者の立ち会いのもと、分析業務を実施するものとする。ただし、立ち会いが出来ない場合や依頼者が立ち会いを不要とした場合は、別途協議する。

3 依頼者は、前項の立ち会いの際、担当者の指定した場所以外に許可なく立入ることはできない。

4 本学は、測定が完了した後、速やかに完了通知書にて通知する。

5 担当者は、依頼者の求めに応じて測定の予定並びに進行状況を適宜報告するものとする。

6 装置の不測の故障、担当者の急病、天災等やむを得ない事由が生じた場合などにより予定期日内に測定できなくなった場合には、測定の延期又は中止について本学及び依頼者で協議し決定する。

## （試料の提供・破棄）

第5条 依頼者は、本分析業務の実施に関し必要な試料・機器等（以下「試料」という。）を担当者に提供するものとする。ただし、本学は、試料が毒物や法律等に触れるものである場合、設備を破損する恐れのある場合、又は受入れできない試料と判断した場合には、受入れを拒否することができる。

2 前項に関連し、試料の安全衛生上の注意、毒性又は薬理活性が判明している場合は、その情報を本学に開示するものとする。

3 担当者は、測定に用いた試料、測定の為に調製した試料、並びに残余試料について、依頼者との協議により破棄又は依頼者へ返還する。

4 試料の送付及び返還に関わる費用は、依頼者が支払うものとする。

## （対価）

第6条 本学は、測定に必要となる対価の見積又は価格表（以下「見積」という。）を依頼者に提示し、依頼者が見積について合意した上で契約を行う。

2 測定の途中で見積が変更となる場合、本学は変更した見積を提示し、依頼者合意の上で測定を行う。

3 依頼者は、見積にしたがった対価を、完了通知書を受けた後速やかに本学に支払う。

4 依頼者の指示により、分析業務の途中で測定を中止した場合、本学はその時点までに発生した対価について見積を超えない範囲で提示し、依頼者はその対価を本学に支払うものとする。

## （秘密保持）

第7条 本学及び依頼者は、分析業務において相手側から開示される情報並びに業務遂行上知りえた相手側の技術上、学問上及び業務上の一切の情報（合わせて以下「秘密情報」という。）を、書面による相手側の事前の同意なしに、第三者に開示・漏

えいしてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は除く。

(1) 法令又は裁判所もしくは官公庁の命令に従って開示を要求されたもの。

(2) 相手側から知得する前にすでに公知であるもの。

(3) 相手側から知得した後に自らの責によらず公知となったもの。

(4) 相手側から知得する前にすでに自らが所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

(5) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得したもの。

2 本学又は依頼者が分析業務の完了後に測定結果を除く秘密情報の破棄を書面にて依頼する場合、両者はそれにしたがうものとする。

3 本条の各規定の秘密情報は、本分析業務のためのみに使用するものとし、書面による事前の同意なしにその他の目的に使用してはならない。

4 本学は、依頼者から提供された試料について、依頼の範囲を超える分析をしないものとする。

5 測定のための試料作製によって、その試料が秘密情報を有する場合は、第5条の規定にかかわらず、依頼者による事前の同意の下、担当者がその試料を破棄することができる。

## （測定結果の保管）

第8条 本学は、測定結果を依頼者に引き渡した時点をもって、測定結果の情報を保管せず、これを破棄するものとする。ただし、依頼者が一定期間の測定結果の保管を書面にて依頼する場合、本学は1年間を限度にそれを保管することができる。

2 前項で依頼者が保管を依頼した場合に、電子機器の破損等による不測の事態又はデータ等の再現手順の不一致によって測定結果が復旧できなくなった場合、本学は一切の保証をしないものとする。

## （保証責任）

第9条 本学及び依頼者は、自らが提供する情報や試料の性能・品質・効果・評価結果等に関し、理由の如何を問わず、技術上・経済上・その他一切の事項についての保証責任を負わないものとする。

2 設備の不測の故障、天災等やむを得ない事由による測定の延期又は中止により依頼者に損害を生じた場合、依頼者は本学にその損害を請求しないものとする。

3 本学が本分析業務の分析結果に対し不備又は誤りがあったと認めた場合、本学は依頼者と協議の上、分析業務の再実施を行うものとする。

4 前項の分析業務が何らかの理由によって再実施できない場合、分析業務の対価の一部を限度として本学が賠償に応じるものとする。

5 依頼者の要望により分析業務の再実施をする場合は、本条の各規定にかかわらず、依頼者が再実施に係る対価を別途本学に支払うものとする。

6 依頼者は、分析業務の結果を利用するにあたり、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関わる政省令等、並びに国連安全保障理事会決議による輸出管理に関わる諸規制を遵守するものとし、分析業務の方法及び結果等の技術情報を、直接的・間接的を問わず、軍事用途に使用又は処分しないことに同意するものとする。

## （有効期間）

第10条 本約款の有効期間は、本学の承諾日から3年までとする。ただし、本学及び依頼者が合意したときは、必要な期間これを短縮又は延長することができる。

## （協議）

第11条 本約款に定めない事項又は本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合は、本学及び依頼者は誠意をもって協議し、これを処理する。

以上